

各県立学校長 殿

教育局学校体育保健課長

熱中症事故防止対策及び体育的行事に係る状況調査について（依頼）

熱中症事故の防止については、各学校において鋭意対応いただいているところですが、別添の通り、気象庁が発表した向こう 3 カ月の天候の見通しによると、平均気温は、「平年並みか高い」見込となっており、児童生徒の生命を守り健康被害を防ぐには、熱中症防止対策を徹底することが重要です。

ついては、下記の点に御留意いただくとともに、各学校において熱中症事故の防止に努めていただくようお願いします。

併せて、令和 7 年度の教育活動の検討については、学体保第 592 号（令和 6 年 11 月 20 日）で依頼しているところですが、各学校における運動会・体育祭の実施時期の把握のため、下記の回答フォームより御回答くださるようお願いします。

記

- 暑さ指数 31℃以上で運動は原則中止とする。28℃以上で厳重警戒（激しい運動は中止）の場合は、活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。
- 単に暑さ指数によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、児童生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること。特に 4 月、5 月は暑さに体が慣れていないため、暑さ指数が高くなくても熱中症のリスクはあることに留意すること。
- 午前から午後にかけての活動等、時間の経過とともに暑さ指数の上昇が想定される場合には、気象状況や児童生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。
- 活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。
- 猛暑が予想される時期の教育課程（休業日の設定や活動内容）、学校行事等については、前例や伝統、習慣にとらわれることなくその内容や時期について検討すること。
- 熱中症による事故防止に向け、各学校の教育活動に即した対策を改めて検討し、対応マニュアル等の見直しを行うこと。

【運動会・体育祭実施時期について】

- 回答フォーム：<https://forms.gle/CqENQGv7Ep2Leq9s7>

【留意事項】猛暑が予想される時期（7/20～9/10）に実施を予定している場合は、実施可能と判断した理由を必ず記載すること。

- 回答期限：令和 7 年 4 月 25 日（金）



【担 当】

学校安全担当 佐々木 慎司

学校体育担当 須貝 慎太郎

TEL 023(630)2891（学校安全）

023(630)2564（学校体育）

e-mail sasakishinj@pref.yamagata.jp